

第 6 回義援金配分委員会 書面協議事項

義援金の残金を活用し、下記案により各市町村に対し 3 月中を目途に「第 3 次配分」として追加配分を行うことについて、配分委員会の書面評決を求めるものです。

配分に用いる資金 3,108,330 千円

国分 1,934,330 千円（日赤等 1,642,135 千円、内閣府 292,195 千円）、県集約分 1,174,000 千円

<協議事項>

1 第 3 次配分方針（案）

(1) 第 2 次配分の交付対象者に個別に上乗せ交付することを原則とする。

（上乗せ交付後の 1 件あたり金額等 単位：千円）

	交付単位	今回追加交付案			既交付済額	追加配分後の延交付額
		国分	県分	計		
死亡	1人あたり	66	34	100	1,520	1,620
行方不明	1人あたり	66	34	100	1,520	1,620
全壊	1戸あたり	66	34	100	1,520	1,620
半壊	1戸あたり	33	34	67	923	990
社会福祉施設等施設全壊	1人あたり	66	—	66	1,044	1,110
社会福祉施設等施設半壊	1人あたり	33	—	33	527	560

(2) ただし、市町村の判断により、市町村独自義援金の配分対象者に上乗せ交付するなどの方法による活用も可能とする。

なお、これまでの国レベル義援金配分の原則により、事業活動への配分を引き続き認めない。

2 理由

(1) 市町村等地域ごと、世帯ごとの被災状況等の相違が明らかになっており、きめ細かい対応が望まれること。

(2) 市町村における独自の義援金配分について、大槌町が平成 24 年 3 月から配分を始めたことにより、市町村独自に義援金を集約している 18 の市町村すべてでそれぞれの被災状況に応じた配分が行われている状況となり、前項に掲げた対応も可能となったこと。

3 市町村への配分予定額

第 2 次配分の交付対象件数に 1 の（1）の追加交付金額を乗じた額であること。単位：千円

	国分	県分	計		国分	県分	計
盛岡市	2,442	1,428	3,870	住田町	858	442	1,300
滝沢村	990	918	1,908	釜石市	311,025	172,720	483,745
紫波町	66	34	100	大槌町	342,606	188,734	531,340
矢巾町	198	102	300	宮古市	295,779	179,112	474,891
花巻市	2,673	2,482	5,155	山田町	243,144	131,308	374,452
北上市	16,005	15,504	31,509	岩泉町	13,068	7,004	20,072
遠野市	792	476	1,268	田野畑村	16,632	9,248	25,880
西和賀町	132	68	200	久慈市	12,144	9,962	22,106
奥州市	15,972	14,450	30,422	普代村	528	272	800
金ヶ崎町	66	68	134	野田村	28,512	17,578	46,090
平泉町	66	34	100	洋野町	1,353	986	2,339
一関市	27,522	25,738	53,260	二戸市	132	68	200
大船渡市	244,035	144,058	388,093	九戸村	132	68	200
陸前高田市	351,549	184,110	535,659	一戸町	66	68	134
				計	1,928,487	1,107,040	3,035,527